

お客様各位

【重要なお知らせ】休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

当会では、2018年1月に施行される、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）については、最終異動日等から10年6ヵ月を経過する日までに公告を行ったうえで、預金保険機構に移管いたします。但し、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客様のご請求により、ご本人確認の手続きを経て、いつでも払戻しいたします。

なお「最終異動日等」は金融機関共通で該当する異動日に加え、金融機関毎に行政庁の認可を受けることにより有効となる異動日がありますが、当会は何ら認可を取得しない対応とするため、当会の最終異動日等は、下記定義記載の通りとなります。

【休眠預金等の定義】

- 「休眠預金等」とは、預金等であって当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- 「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっている預金をいいます。
- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- (1) 異動が最後にあった日（入出金、振込（振込受入れ含む）等）
- (2) 預金等に係る債権の行使が期待される日[※]
- (3) お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限る）
- (4) 預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務承継があった日）

※なお、当会では上記(2)について休眠預金等活用法施行規則第5条第1項1～6号に規定する、下記に掲げる日を最終異動日等として取り扱いたします。

- ① 期間の定めのある預金等の満期日（自動継続の場合は初回満期日）
- ② 自動継続については、入出金、振込（振込受入れ含む）など異動が最後にあった日
- ③ 法令、法令に基づく命令もしくは措置又は契約により債権の支払が停止された預金等については、支払の停止が解除された日
- ④ 強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の対象となった預金等については、当該手続きが終了した日
- ⑤ 振込の受入れ、口座振替その他入出金が予定されている又は予定されていた（入出金を当会が把握できる場合に限る）預金等については、当該入出金が行われた日（又は行われなことが確定した日）
- ⑥ 複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等についてはいずれか一つの預金等の①～⑤に掲げる日

- 「異動」とは、当該預金等に係るお客様及びその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込み他の事由をいい、次頁にある「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

異動にあたるお取引一覧表

全金融機関共通の異動事由	当会が認可を受けている異動事由
<p>(1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当会からの利子の支払に係るものを除きます。）</p> <p>(2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当会が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま</p> <p>(3) お客様から、この預金等について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限りま</p> <p>① 公告の対象となる預金であるかの該当性</p> <p>② お客様が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</p>	<p>○ 該当ありません。</p>

以上

全国信用協同組合連合会

【本件に関するご照会先】

事務集中部 事務統括課

TEL : 03 - 5600 - 3290